

日本語学習教材給付事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人青森県国際交流協会（以下「協会」という。）が、外国につながる子どもに対して、対象者の取りまとめを行う学校・日本語教室等（以下「学校等」という。）を通して、子どものための日本語学習支援基金事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、日本語学習教材給付事業を行うために必要な事項を定める。

(助成対象)

第2条 本事業の助成対象者は、外国につながる5歳から18歳までの者（ただし、19歳以上であっても高等学校等に在学中の者を含む）とする。

1. 市町村で把握する学校等に通う対象者
2. 日本語教室を開催する場合の対象者
3. その他協会で認めた対象者

(助成金の算定)

第3条 助成対象の教科書・テキスト代は、1人当たり上限を3,000円程度とする。また、1学校等あたりの助成金額の上限は、30,000円程度とする。

(認定申請)

第4条 学校等は、認定申請書（様式1）に使用するテキスト、教科書の種類を記載の上、協会に認定申請を行う。認定申請は年度単位で行うものとし、協会が別途定める日までに認定申請を行う。

(審査及び認定)

第5条 協会は、申請内容を審査の上、認定を行う。審査の結果は、認定結果通知書（様式2）により、学校等を通して対象者に通知する。

(教科書テキストの送付)

第6条 協会は、学校等の申請に基づき教材を購入し、学校等を通じて対象者へ教科書・テキストを送付する。

(認定の取り消し等)

第7条 協会は、以下の事由が判明した場合は認定を取り消す。また、対象者及び学校から教材の返還を求めることができる。

- (1) 対象者及び学校等が、偽りその他不正な手段により助成金を受給したとき
- (2) 対象者及び学校等が、助成金を目的外に使用したとき

附 則

この要領は、令和3年11月1日から実施する。